



# 社協会員会費ご協力のお願い

令和7年度実績 6,849,498円 (R8年2月28日現在)

## ● 会員の皆さまは社会福祉協議会のサポーター

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進役」として位置付けられています。また、この法律は地域福祉に住民の意思を反映させ、地域の皆さまが福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としております。

社会福祉協議会では、この「住民参加」や「住民主体」のひとつの方法として、市民の皆さまや市内の法人、事業所等に会員となって会費を納入いただくことで、活動を支えていただいております。それが社会福祉協議会会員(略して社協会員)です。

## ● 会員の区分 社会福祉協議会会員には次の5つの種類があります

普通会費=一般世帯の皆さまについては、町会・自治会を通じてお願いしています。他、個人で賛同いただいている市民の方もいます。

特別会費=福祉関係に属する個人(民生委員・児童委員・センターサークル・社協の理事・評議員・職員など)

法人会費=企業・商店・施設等

団体会費=各種団体等

名誉会費=個人

普通会費	特別会費	法人会費	団体会費	名誉会費
300円	1,000円	5,000円	10,000円	30,000円

## ● 会員(会費)の加入時期と方法

会員募集は、年間を通じて行っておりますが、毎年6月から8月を会員募集月間として、自治会や各種団体、企業並びに商店などへお願いをしております。



## 社会福祉協議会 会費 Q&A

### Q1. 募金との違いは?

A. 募金はその趣旨(例として「共同募金」は、千葉県下全体の施設整備と地域福祉の増進及び国内での災害支援。「歳末たすけあい運動」は、市内の要援護者に心温まる年末・年始を過ごして貰うための支援)のもとで行われるものです。「会員会費」は、社会福祉協議会の自主事業全てに活用できるものであり、何よりも入会することにより会員自身の参加・参画意識が事業の推進に大きく寄与するものと考えられます。

### Q2. 『寄付』ではなく、『会費』と呼ぶのには意味があるの?

A. 自分たちのために自分たちで出し合い、自分たちで使う。それが社協会費です。補助金や委託費はそれぞれ使用目的が決まっています。補助金は、市民の暮らしをより良くしようとする社協の活動や事業を支援するために市などが補助しているお金のことです。委託費は、市などの自治体の事業を社協が委託を受けて行う時に係る必要経費を委託金として受け取るものです。社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として「社会福祉法」に位置づけられ、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を行政とともに、市民の側からもつづけていくことを推し進める組織です。

### Q3. 会員になれば特典やメリットはあるの?

#### 会員にならないと社会福祉協議会のサービスが受けられないの?

A. 会員になったからといって特別な特典はありません。また、会員と非会員との対応への区別もしていません。会員制度は、「お互いの支え合い」の精神に基づくものであり、皆さまが会員となることで、その会費をもとに福祉のまちづくりの推進を一緒に支えていくというものです。

### Q4. 会費は強制なの?

A. 会費は強制ではありません。会費は、社会福祉協議会の事業に賛同して下さる方に納めていただく【任意】のものです。

### Q5. なぜ社協会費を自治会が集めるの?

A. 地域での助け合い・支え合いが会員募集の根幹と考えています。このため、全世帯加入の会員制度を目標に地域福祉を推進し、どのような問題や課題があって、どのような福祉サービスが必要かを把握しなければなりません。

こうしたことから社会福祉協議会の理事・評議員には、自治会長様をはじめ、福祉団体やボランティア団体など、地域の代表者の方々に事業活動や予算、運営について参画していただいております。役員として、また地域福祉の推進者として社協会費の取りまとめにも自治会長様にはご協力をお願いしております。

# 社会福祉協議会とは…



社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されています。

社会福祉協議会は、地域の皆さまが住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域にある様々な社会資源とのネットワークをつくり多くの方々との「協働」を通じて地域福祉の推進を進めております。

## 実は皆さまの生活に直結した地域活動に使われています!!



### 社会福祉協議会のシンボルマーク

このマークは、社会福祉および社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいあわせな社会を建設する姿」を表現しています。(昭和47年6月、全国社会福祉協議会で制定されたものです。)

## ● 社会福祉協議会が誕生した理由

日本の社会福祉の仕組みは、戦後に形づくられ、国は児童及び身体障がい者、生活保護並びに社会福祉事業といった法律を整備し、国の役割と責任を明確に示しました。また、国のみに頼らない民間の社会福祉事業の推進、さらには住民による地域福祉活動を興しました。

この力を束ねることによって、住民側からの自主的なコミュニティづくりが意図的に進められるよう、全国すべての市区町村に住民による住民のための福祉団体が創られることを促しました。こうして誕生したのが「社会福祉協議会」です。

## ● なぜ、会員制度をとっているのか「誰もが安心して暮らせるわがまち・八千代市」を目指して

社会福祉協議会が「会員制」をとらせていただいている理由はここにあります。八千代市社会福祉協議会は、地域の皆さまに参画いただく民間の福祉団体です。住み慣れた地域の中で、家族や友人、そして隣近所の人たちとより良い関係の中で「ふれあいのある生活」を送ることは、すべての人々にとって共通の願いだと思います。その願いを大切にしている社会福祉協議会では、私たち一人ひとりが地域福祉の主役として、地域社会の風土と支え合いの仕組みを住民自らの手で取り組めるよう先駆的な役割を担っております。

八千代市社会福祉協議会では、八千代市や千葉県社会福祉協議会からの委託費及び補助金を大きな財源としています。このほかにも共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい募金)配分金や寄付金、そして会員会費といった財源を元に地域福祉活動を推進しています。行政の福祉施策とは違った住民主体の地域福祉活動が円滑に実施されるよう、年間を通じて自治会や各種団体、企業・商店などの多くの皆さまに会員加入のお願いをしています。

八千代市社会福祉協議会ホームページアドレス <https://www.yachiyosyakyo.jp>



TEL ☎047-483-3021

FAX 047-483-3083

住所 八千代市大和田新田312-5  
八千代市福祉センター内(市役所隣り)

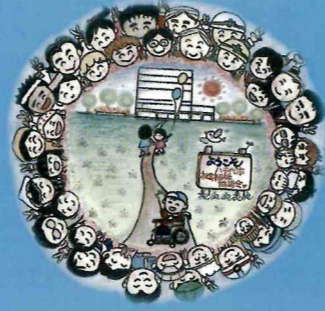
開館時間 平日9:00~17:00

休み 土曜日・日曜日・祝日・年末年始



八千代市社会福祉協議会は誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指しています

八千代市社会福祉協議会では、地域の皆さまにご協力いただき会費が大きな支えとなっています。さらに、八千代市からの補助金・委託費、赤い羽根共同募金、寄付金などを合わせ、幅広い事業を展開しています。



# し かい 支 会

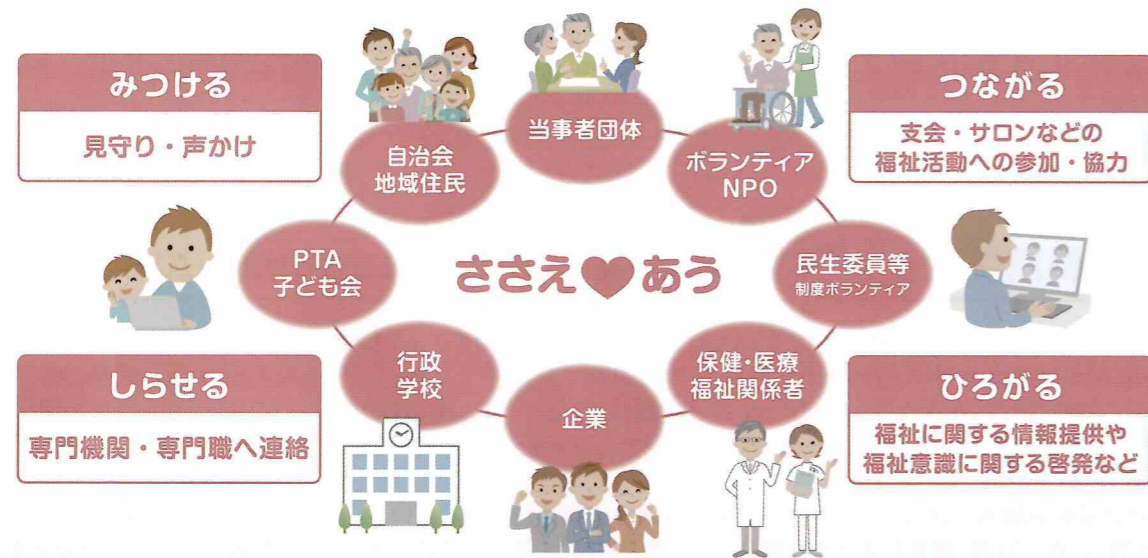
地域のしあわせのために様々な人(団体)が支え合う会

支会とは、住民一人一人の生活課題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けお互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる街づくりを推進する団体です。



## 構成員

地域には自治会、民生委員児童委員、長寿会、日赤、更生保護女性会、子ども会、PTA、福祉施設、ボランティア、防災、防犯等、様々な団体や個人が地域のために活動しております。しかし、現在の生活上の問題は、複雑かつ複合化しており、包括的・継続的な支援が必要となっています。そのために、各団体(個人)がお互いの活動を理解し、強みを活かしながら、問題解決に向け支え合えるよう、地域の実情に応じ各団体から選出されています。支会の構成員は「福祉委員」と呼ばれています。



八千代市社会福祉協議会は、支会活動が充実・発展するように共に考え、活動を側面から支援しています

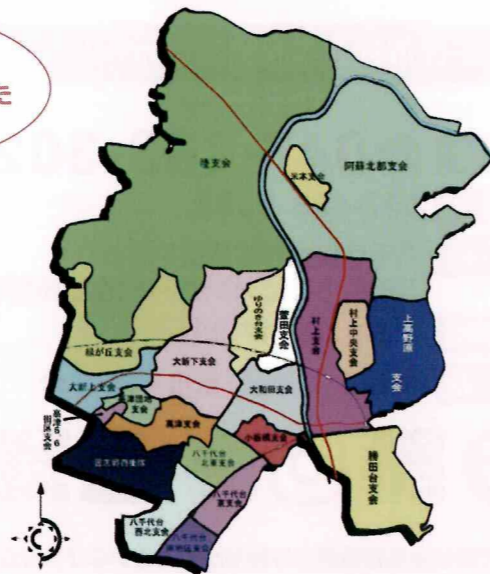
## 《支会活動の一例》

- ・ふれあいサロン事業(高齢者等)
- ・見守りサービス事業
- ・予防事業(声かけ運動等)
- ・世代間交流事業
- ・広報啓発事業(支会だよりの発行・ホームページ作成等)
- ・ボランティア事業(活動及び養成)
- ・情報交換(福祉委員会・わがまち元気プロジェクト(地区懇談会))

全て「顔が見える関係づくり」を  
モットーに地域のニーズに合わせた  
事業となっています!

現在八千代市には **21** の支会を設置

- |          |         |            |          |
|----------|---------|------------|----------|
| 1…睦      | 7…八千代台東 | 13…村上      | 19…萱田    |
| 2…勝田台    | 8…大和田   | 14…上高野原    | 20…緑が丘   |
| 3…小坂橋    | 9…大新上   | 15…高津5・6街区 | 21…ゆりのき台 |
| 4…八千代台西北 | 10…大新下  | 16…高津団地    |          |
| 5…米本     | 11…高津   | 17…村上中央    |          |
| 6…八千代台北東 | 12…阿蘇北部 | 18…八千代台南地区 |          |



## 福祉教育(福祉出前講座)

福祉教育とは?～ふだんのくらしのしあわせを、自分ごとから～

当会の福祉教育は、「ふだんのくらしのしあわせ」を実現するための学びです。多様な人を理解し、福祉を自分ごととして考える力を育みながら、学校や企業・団体と連携して地域のつながりを広げています。誰もが安心して暮らせる地域をめざし、「共に生きる力」を育てています。



## 子どもの居場所「ふらっとホーム」

地域とともに育てる、子どもの未来と居場所

「食」を通じてみんなと繋がる「地域の居場所づくり」を目的とした事業です。子ども達が安心して過ごせる居場所をつくり、子どもはもちろん大人も、みんなで自由に過ごしています。夜ご飯やお昼ご飯と一緒に食べた後、宿題をしたり、おしゃべりしたり、そんな居場所をこれからも地域と共に創造し続けていきます。

ふらっとホーム大和田 毎月第1・3土曜日 10時～14時	ふらっとホーム緑が丘 毎月第3金曜日 15時～19時	ふらっとホームグリーンヒル八千代台 毎週火曜日 17時30分～18時30分
---------------------------------	-------------------------------	--

## コミュニティスペース「ほっこり」(ほっこり大和田・ほっこり米本・ほっこりゆりのき・ほっこり村上)

おしゃべりと安心がひろがるほっこりスペース

だれでも集えて、みんながくつろげるほっこりスペースができました。「みんなでおしゃべりしたいな」、「地域の情報を知りたいな」など、気軽に参加、相談できる場所です。学習の場としてもご利用いただけます。「コミュニティスペース・ほっこり」では、住民に身近な圏域で気軽に参加・相談できる「場」を整備し、子ども・子育て世代・障がい者・高齢者・生活困窮者等、幅広い住民の参画・交流を通じて地域生活課題を見だし、課題解決に向け住民主体で取り組む支え合いの仕組みを構築するとともに「福祉でまちづくり」を実践しています。お友だちやご家族・みなさんと、ぜひお立ち寄りください。

## 移送サービス

交通手段の確保が困難な歩行困難者に対し、運転ボランティアが外出を援助し、地域住民が健康維持や社会参加の機会を持てるよう支援をしています。

そのほか受託など様々な事業にも取り組んでいます

八千代市福祉センター(指定管理)	ゆいのわ八千代(地域共生型 生活支援サービス)
学童保育事業(八千代市より受託)	生活福祉資金貸付事業(県社会福祉協議会より受託)
放課後子ども教室事業(八千代市より受託)	車椅子無料貸し出し
生活支援コーディネーター事業(八千代市より受託)	善意銀行事業
八千代市権利擁護連携支援センター(八千代市より受託)	ふれあい相談所(心配ごと相談・法律相談)
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業 県社会福祉協議会より受託)	

※紙面の都合上掲載出来なかった事業もありますので、詳細につきましては1面に記載のQRコードから社協HPをご覧ください。